

2026年6月16日

株主各位

広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号  
第1 ウエノヤビル6F  
株式会社アクアライン  
代表取締役 楯 広長

臨時株主総会の議決権の基準日設定公告

当社は、2026年7月1日（水）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、基準日から3か月以内に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

以上